

# 市民農園の開設者募集

「市民農園」は、都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいがづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいいます。

こうした小面積の農地を利用したい人が増えていることから、農地所有者（農家）・企業・NPO法人など多くの方々が市民農園を開設できるようになっています。

札幌市は、市民農園による農地の有効利用を促進しており、開設に必要な施設整備（給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・看板等）に要する経費の一部を補助しています。また、利用者の募集を広く市民にPRしています。

地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、「市民農園をやってみたい！」とお考えの方は、最寄の農協または札幌市農政部農政課にご相談ください。

## 【開設条件】

- 市民農園は、「市民農園整備促進法」による開設となりますので、維持管理（点検・清掃・修理・栽培指導・圃場整備など）・附帯設備の設置（給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・農具庫・看板・区画割杭など）が義務付けられます。
- 市街化調整区域内にあり、かつ、乗用車の通行に支障のない道路に接していること。
- 概ね50アール以上の農園面積を確保できること。 など

その他の条件、手続き方法等は、「さっぽろの農業」のホームページを御覧ください。

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/nouen/index.html>

問 い 合 わ せ 先

札幌市農政課調整係

Tel. 211-2406

## 調整区域での農家住宅の建設に伴う農地転用許可について

平成21年12月に農地法が改正され、農地の転用許可の基準がこれまで以上に厳しくなりました。これに伴い、農家住宅を建設するための転用について、申請を受けてから知事許可が下りるまでに、これまで以上に時間がかかる場合があります。農家住宅の建設予定がある場合は、期間に余裕をもって、お早めにご相談ください。

ご不明な点、詳しい内容については、農業委員会事務局農地係までお問い合わせ願います。



### 農地の転用には許可が必要です

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に転用してもよいのでは？」と思いませんか。農地は個人の土地ですが、農地法の許可等がなければ「売買・賃借・転用」は一切できません。

農地は食料の供給にとって大切なものであり、一度農地以外のものにされると元に戻すのが困難です。将来に向かって優良な農地を確保できるよう、また乱開発につながる無計画な転用を防止するため、農地法により転用許可制度が定められています。

**許可なく違反転用すると** … 許可を受けないまま無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用しない場合には農地法違反となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金という刑事罰が科せられることがあります。法人の場合は1億円以下の罰金になります。

問 い 合 わ せ 先

札幌市農業委員会事務局

Tel. 211-3636